

騒音・振動規制区域の変更について

1 変更の対象となる地域と変更内容（東野幌本町の一部）

※現行の「騒音・振動規制地域区域区分図」を拡大して下記に図示



② 商業地域→第1種住居地域に変更
 (東野幌本町 69-8 の一部 約 0.1ha)
 ※用途地域の境を、整備された8丁目通の道路中心に合わせる変更。
 ※騒音・振動の規制基準の適用が強化
 (騒音第3種→第2種、振動第2種→第1種)

① 第1種住居地域→商業地域に変更
 (東野幌本町 6-38 他 約 0.8ha)
 ※騒音・振動の規制基準の適用が緩和
 (騒音第2種→第3種、振動第1種→第2種)

騒音・振動規制区域の主な規制の対象

- (1) 騒音や振動を発生する恐れのある施設を有する工場や事業所（特定工場等）
- (2) くい打ち機や空気圧縮機などを使用する建設作業（特定建設作業）

2 規制の概要

(1) 特定工場等に対する規制

① 騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前8時から 午後7時まで	午前6時から 午前8時まで 午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第2種区域	55デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	65デシベル	55デシベル	50デシベル

※第1種区域から第4種区域までの全体の表は、資料2-2のとおり。

※騒音レベルの目安（参考）は、資料2-2のとおり。

②振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間	学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用する。
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 翌日の午前8時まで	
第1種区域	60デシベル	55デシベル	
第2種区域	65デシベル	60デシベル	

(2) 特定建設作業に対する規制

①騒音の規制区域

市長が指定する区域は1号区域のみであり、それ以外が2号区域となる。

1号	<ul style="list-style-type: none"> 第1種区域及び第2種区域の全域 第3種区域及び第4種区域内の学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
2号	1号区域以外の区域

②振動の規制区域

振動の場合も市長が指定する区域は1号区域のみ、それ以外が2号区域。

1号	<ul style="list-style-type: none"> 第1種区域の全域 第2種区域内の学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内
2号	1号区域以外の区域

- ①の区域：第1種住居地域→商業地域に変更となることにより、騒音第2種・振動第1種→**騒音第3種・振動第2種**へ変更
騒音・振動ともに、施設要件に該当する区域は1号区域のまま。該当しない区域は2号区域へ。
- ②の区域：商業地域→第1種住居地域に変更となることにより、騒音第3種・振動第2種→**騒音第2種・振動第1種**へ変更
騒音・振動ともに全域が1号区域へ。

国の規制基準は下表のとおり。

騒音の大きさ	敷地境界線上で85デシベル以下	
振動の大きさ	敷地境界線上で75デシベル以下	
作業時間帯	第1号区域	午後7時から翌日の午前7時までは作業禁止
	第2号区域	午後10時から翌日の午前6時までは作業禁止
1日の作業時間	第1号区域	1日10時間以内
	第2号区域	1日14時間以内
作業期間	同一場所において連続して6日を超えないこと	
作業日	日曜日、その他の休日の作業は禁止	



- 第1号区域と第2号区域では、作業禁止の時間帯と1日の作業時間に違いがある。
- 騒音と振動では、大きさの上限に違いがある。

3 区域の区分

指定地域の区域の区分は、原則として用途地域の区分に従うこととされており、ここでは第1種住居地域と商業地域に関係する部分を抜粋して示す。

(1) 用途地域と区域の区分の関係（騒音：抜粋）

指定地域の区域の区分	都市計画法に基づく用途地域	区域の概要
第2種区域	(略) 第1種住居地域 (略)	住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第3種区域	(略) 商業地域 (略)	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

※第1種区域から第4種区域までの全体の表は資料2-2のとおり。

(2) 用途地域と区域の区分の関係（振動：抜粋）

区域の区分	都市計画法に基づく用途地域	区域の概要
第1種区域	(略) 第1種住居地域 (略) ※騒音規制法の第1種区域＋第2種区域	良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第2種区域	(略) 商業地域 (略) ※騒音規制法の第3種区域＋第4種区域	住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

※用途地域の詳細が記載された表は、資料2-2のとおり。

※江別市における現在の騒音・振動規制地域の区域区分は資料2-3のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・ ①の区域：第1種住居地域→商業地域となることにより、 騒音第2種・振動第1種→騒音第3種・振動第2種へ変更 ・ ②の区域：商業地域→第1種住居地域となることにより、 騒音第3種・振動第2種→騒音第2種・振動第1種へ変更
--

その他、自動車騒音の限度に関する区域と、道路振動の限度に関する区域と時間についても、市長が定めています（詳細は資料2-2に記載）。

4 今後の事務の方向性

- ・ 今回予定している規制区域の変更は、指定の権限が平成24年度に北海道から江別市に委譲されてから初めてとなることから、該当する地域での事業活動や住民生活にも留意しつつ、変更の手続きを進める。
- ・ 騒音・振動規制区域の変更は、これまで都市計画区域の変更に対応してきていることから、今回の用途地域の変更と整合を図る形で規制区域を変更する。